

新宿区名誉区民顕彰事務処理要綱

8 新総総第 2176 号

平成 8 年 12 月 25 日

12 新総総第 309 号

平成 12 年 4 月 20 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区名誉区民条例（平成 8 年新宿区条例第 37 号以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、顕彰事務の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(待遇及び特典)

第 2 条 条例第 5 条の規定に基づく待遇及び特典は次のとおりとする。

- (1) 顕彰時に称号記、名誉区民章及び記念品を贈る。
- (2) 区及び財団等が行う行事へ招待する。
- (3) 区の刊行物を贈呈する。
- (4) 死亡時に弔意を表する。
- (5) その他必要と認める待遇及び特典を与えることができる。

(名誉区民章)

第 3 条 名誉区民章は、次のとおりとする。

- (1) 材質
 - ア 本章 純銀製（大蔵省検定マーク入り）七宝研えん仕上げ
 - イ 記章 本章を縮小したもの（金メッキ、ピン付）
- (2) 本章の規格及びデザイン
別紙のとおりとする。

(称号記)

第 4 条 称号記は、「透かし入別すき局紙耳なし」を用い、中央部に新宿区マークの透かしが入る。

2 規格は、日本工業規格 B 列 3 番とする。

3 文例は別途定める。

(会議の公開)

第 5 条 選定委員会は、公開とする。ただし、名誉区民の事績に関する調査及び検討を行うとき又は会長の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第 6 条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要綱は平成 8 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 12 年 4 月 20 日から施行する。